

平成29年3月2日

第114回組合会の開催の結果について（報告）

第114回組合会の開催の結果について、次のとおり報告します。

- I 日 時 平成29年2月21日（火）正午～午後2時11分
- II 場 所 兵庫建設会館 2階 201～203号会議室
- III 出席状況
- | | | |
|-------|-----|------------------------|
| 議員定数 | 28名 | （欠員 1名） |
| 出席議員数 | 23名 | （書面をもって議決権を行使した議員数 0名） |
| 欠席議員数 | 4名 | |
| 事務局 | 1名 | |
- IV 会議次第
- 1 開会
 - 2 定足数の確認
 - 3 理事長開会挨拶
 - 4 会議録署名者の選出
 - 5 議案
 - 第1号議案 平成29年度収入支出予算に係る重要財産（一般勘定）の処分（案）について
 - 第2号議案 平成29年度収入支出予算に係る重要財産（介護勘定）の処分（案）について
 - 第3号議案 調整保険料率の変更に伴う一般保険料率の変更（案）について
 - 第4号議案 平成29年度事業計画（案）について
 - 第5号議案 平成29年度保健事業の実施（案）について
 - 第6号議案 平成29年度収入支出予算（案）について
 - 第7号議案 組合規約の一部変更（案）について
 - 第8号議案 個人情報保護関連規程等の一部変更（案）について
 - 第9号議案 「職員就業規則」等の一部変更（案）について
 - 6 報告事項
 - 報告第1号 理事長専決事項について
 - 報告第2号 平成28年度収入支出決算見込みについて
 - 7 その他の事項について
 - 8 副理事長閉会挨拶
 - 9 閉会
- V 会議の結果
- 1 開会
 - ・ 平成29年2月17日付け組合会選定議員の変更のお知らせ
 - ・ 定足数の確認
 - 2 理事長開会挨拶（要旨）

- ・ 本日の組合会へのご出席に対するお礼。
- ・ 日頃からの組合の事業運営に対するご理解・ご協力・ご支援に対するお礼。
- ・ 第199回財政対策委員会・第10回健康管理事業推進委員会におけるご審議に対するお礼。
- ・ 「国民皆保険制度堅持の必要性」と「健康保険組合の使命」などに着目した事業運営を実施。
- ・ 当組合の平成29年度予算（案）における健康保険料率と介護保険料率は、現行を維持。
- ・ マイナンバーの収集率は、99.99%であり、事業主・被保険者の皆様のご理解とご協力に対する深い感謝。
- ・ 今年度において、第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画を策定。

3 会議録署名者の選出

4 会議の内容

- (1) 事務局から、第1号議案から第6号議案まで、及び報告第2号について説明があり、承認・了解された。
- (2) 事務局から、第7号議案について説明があり、承認された。
- (3) 事務局から、第8号議案について説明があり、承認された。
- (4) 事務局から、第9号議案について説明があり、承認された。
- (5) 事務局から、報告第1号について説明があり、承認された。
- (6) その他の事項について

事務局から、選定議員の欠員（1名）と今後の対応について説明し、了解された。

(7) 発言内容（要旨）

① 第1号議案関係

（質問） 平成28年度末の準備金の保有見込額が3億8千万円であり、平成29年度において、1億1千万円の準備金を収入に繰入れると、計算上では、あと2年で準備金は枯渇すると思うが。

（回答） 計算上はそのとおりである。

平成29年度決算時に、収支残金が生じる可能性があること、また一定の交付基準を満たした場合、健康保険組合連合会から組合財政支援交付金を受けることができる場合があるため、2年で枯渇することはないと考えるが、厳しい財政状況であることは確かである。

② 第4号議案関係

（質問） 平成29年度事業計画書の3の(1)の②の「標準報酬の適正化」とは、どのような対策であるのか。

（回答） 資格取得届、算定基礎届等の保険料に関する届書について、手当等の記載漏れがないかを審査し、適正な報酬を把握するものである。

③ 第6号議案関係

（質問） 平成29年度予算の収入の部で、高額医療交付金として5,500万円計上しているが、平成28年度収入見込額は、1,660万円である。例えば、平成29年度において、予算どおりの高額医療交付金が受けられない場合は、支出の法定給付費（医療費）は減少すると考えてよいか。

（回答） 高額医療交付金は、一定の交付基準を満たした診療報酬明細書（レセプト）について、健康保険組合連合会から交付されるものである。高額医療交付金が減少するということは、高額な診療報酬のレセプト

トが少なかったということであり、法定給付費は減少するものと考ええる。

④ 第8条議案関係

(質問) 事務取扱規程第18条(文書の廃棄)において、「ただし、悪用される恐れのあるものは、これを焼却しなければならない。」と規定されているが、溶解処理でよいか。

(回答) 溶解処理で差し支えないと考える。毎年、業者に溶解処理を委託するとともに、溶解処理証明書の発行を依頼している。

(8) 副理事長閉会挨拶(要旨)

- ・ 本日の組合会へのご出席に対するお礼。
- ・ 組合財政が厳しいなか、保健事業の充実に向けて取り組んでいる。
- ・ 今後とも、組合運営に対し、議員の皆様のご理解とご指導をお願いする。

5 閉会

● 第3号議案 調整保険料率の変更に伴う一般保険料率の変更(案)について

健康保険組合連合会から、平成29年度の当健康保険組合の調整保険料率は、千分の0.960から千分の1.200に変更になった旨の通知がありました。このことに伴い、一般保険料率を千分の99.040から千分の98.800に変更し、平成29年3月1日(平成29年3月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成29年4月分保険料)から実施します。

なお、一般保険料率と調整保険料率とを合計した保険料率は、千分の100.000で、変更を生じません。

単位：‰

区分	一般保険料率		調整保険料率		合計保険料率	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業主	49.520	49.400	0.480	0.600	50.000	50.000
被保険者	49.520	49.400	0.480	0.600	50.000	50.000
計	99.040	98.800	0.960	1.200	100.000	100.000

1 一般保険料

一般保険料は、介護納付金の納付に要する費用以外の費用(健康保険組合の事務経費、保険給付費、納付金、保健事業費等)のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料です。

なお、一般保険料の構成は、次のとおりです。

一般保険料＝基本保険料＋特定保険料

- ・ 基本保険料 58.180‰
被保険者・被扶養者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料
- ・ 特定保険料 40.620‰
納付金(前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金)に充てるための保険料

単位：‰

区 分	一般保険料率	基本保険料率	特定保険料率
事業主	49.400	29.090	20.310
被保険者	49.400	29.090	20.310
計	98.800	58.180	40.620

2 調整保険料

健康保険組合が行う事業の運営に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、各健康保険組合に対し、交付金交付事業〔組合財政支援交付金交付事業・高額医療交付金交付事業〕を行っており、各健康保険組合は、この交付金の費用に充てるために、財政調整事業拠出金を拠出しています。

調整保険料は、交付金交付事業の財源となる財政調整事業拠出金（平成29年度予算 25,293千円）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料（平成29年度予算 調整保険料収入 25,292千円）です。

● 介護保険料率は変更されません。

介護保険の給付に必要な財源は、50%を公費負担、あとの50%を被保険者の保険料で賄う仕組みになっています。保険料の被保険者種別ごとの負担内訳は人口比に基づいて設定され、平成27年度～平成29年度は、65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳～64歳の第2号被保険者（健康保険組合の被保険者・被扶養者等）が28%の割合とされています。

平成29年度における当健康保険組合の介護納付金として、国への納付が見込まれる257,283千円を納付するために、介護保険料率は、現行の16.5‰を維持することとします。

介護保険料率

現行 16.500‰（事業主8.250‰ 被保険者8.250‰）

● 第4号議案 平成29年度事業計画（案）について

1 健康保険組合を取り巻く情勢

我が国の経済は、政府の経済成長戦略の効果により、緩やかな回復基調が続いていますが、新興国経済の減速の影響や国内消費が伸びないこと等から、景気は足踏み状態です。

当健康保険組合の母体である建設産業は、社会資本・インフラの整備に加え、雇用面での下支えを行う重要な役割を果たしており、地域経済の発展に寄与しています。加えて、自然災害等の復旧・復興時においては、インフラの復旧、再構築など多大な貢献を行っています。

中長期に建設産業を取り巻く環境をみた場合、長年に亘る景気の低迷、過当競争の激化や低価格受注による利益率の低下を受けて危機的な状況に陥り、雇用・労働環境の悪化、高齢化の進展、若年入職者の減少、建設生産システムを支える技術・技能の継承など、構造的な課題を抱えています。

建設産業を再生し、その技術を継承・発展させるためには、官民挙げて建設産業の魅力や地域建設業の果たす役割について発信していく必要があります。

平成27年の日本人の平均寿命は、男性80.79歳、女性87.05歳となり、ともに過去最高を更新しましたが、介護等を必要としない自立した生活ができる「健康寿命」との差は、男性で約9年、女性で約12年あり、この期間に費やされる医療や介護などの社会保障にかかる費用も膨大な額となっています。

健康保険組合では、高齢者医療を支えるための費用として支援金・納付金を拠出しており、平成27年度の健康保険組合全体（1,405組合）における、保険料収入に対する支援金・納付金の割合は42.7%、同割合が50%以上の組合は267組合（全組合の19%）となっています。そのため健康保険組合は、税を原資とする公費投入も含めた高齢者医療制度の負担構造改革を目指し、活動を続けています。

このような情勢のなかで、健康保険組合としての取組の基本は医療費適正化であり、被保険者・被扶養者に対する健康づくり事業の推進や重症化予防であるといえます。

当健康保険組合として、国の健康寿命の延伸に向けた取組のひとつであり、生活習慣病予防としての「特定健康診査・特定保健指導」とあわせて「データヘルス計画」を推進するとともに、平成30年度からの「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第2期データヘルス計画」の策定に向けた各種事業の評価・見直しを行う必要があります。

平成28年から始まっている社会保障・税番号制度については、健康保険組合においても、平成29年1月から、各種手続きにおいて個人番号を利用して事務を行っています。個人情報・特定個人情報の厳格な保護・管理、適正運用に努める必要があります。

2 平成29年度事業運営の基本方針

健康保険組合は、

- (1) 事業主と被保険者が組合員として組合の自主的な事業運営に参加できること。
- (2) 事業主と被保険者の保険構成員としての自覚と事業主の協力が得られやすいこと。
- (3) 管理運営の責任が明らかにされ、事業運営上の努力が行われやすいこと。
- (4) 小集団であることから、きめ細かで効果的な事業運営ができること。
- (5) 保健事業に関し、組合員の実情に即した保健対策（健康管理）を講じていくことができること。

などの利点があり、これらを生かして事業運営に努めることとし、平成29年度事業運営の基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 財政の健全化を図ること。
- (2) 被保険者及び被扶養者の健康の保持増進を図ること。
- (3) 特定健康診査・特定保健指導事業を推進すること。
- (4) データヘルス計画を推進すること。
- (5) 事業主・健康管理委員との連携を密接にすること。
- (6) 社会保障・税番号制度を円滑に実施すること。

(7) 個人情報・特定個人情報を、適切に保護・管理・運用すること。

3 平成29年度事業運営の具体的対策

健康保険組合の円滑な運営のためには、安定した財政基盤の確立が必要です。増加する医療費や有効な保健事業の原資となる保険料等の収入対策及びその収入を有効適正に使う支出対策がそれぞれ重要になり、具体的対策を次のとおり定めます。

(1) 収入の適正化対策

- ① 事業所編入の促進
- ② 標準報酬の適正化
- ③ 滞納保険料等の整理
- ④ 保険料率設定の適正化

(2) 支出の適正化対策

- ① 運営コストの適正化
 - ・運営コストのチェック
- ② 被扶養者認定・資格管理の適正化
 - ・被扶養者資格の再確認の徹底
- ③ 現金給付の適正化
 - ・傷病手当金の適正支給（診療報酬明細書等、賃金台帳、出勤簿等関係資料との照合確認、調査等）
 - ・柔道整復師に係る療養費の事後点検の徹底
- ④ 医療給付の適正化
 - ・疾病分析（医療費分析）に基づく医療費適正化対策
 - ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
 - ・診療報酬明細書等の事後点検の徹底
 - ・「医療費のお知らせ」の全件実施
 - ・医療機関における適正受診に係る普及啓発
 - ・保健事業の適正化

(3) 改善対策の実行

被保険者及び被扶養者のニーズや事業の必要性を十分に把握し、事業主、被保険者及び被扶養者の信託に応えられるようたゆみない努力を続けることが必要です。

現状分析、問題点の発見、具体的方策の検討、実施、結果の評価、事業への反映を不断に繰り返して行うよう努めます（PDCAサイクルの実行）。

4 平成29年度保健事業の実施

保健事業は、被保険者及び被扶養者に対する健康教育、健康相談、健康診査等を実施することによって被保険者等の健康の保持増進を図ることを目的とするものですが、本事業の推進が医療給付を適切なものとするにつながり、ひいては組合財政の安定化にも大きく寄与するものです。

- (1) 平成20年度から健康保険組合などの医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、平成29年度は第2期の5年目（最終年度）になり、当該事業の推進を図ることとします。
- (2) 癌は発見が早ければ早いほど、適切な治療で治すことができる病気です。早期の癌を発見するには、癌検診が極めて重要になりますので、癌検診の補助事業の推進を図ることとします。

- (3) 効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健診結果や医療費データ（レセプト）を活用して、別途策定された「データヘルス計画」（平成29年度は第1期の3年目（最終年度））により事業を実施することとします。
- (4) 平成29年度保健事業の実施項目は次のとおりです。
- ① 特定健康診査・特定保健指導事業
 - ア 特定健康診査事業 [データヘルス計画実施事業]
 - イ 特定保健指導事業 [データヘルス計画実施事業]
 - ② 保健指導宣伝事業
 - ア 機関紙発行
 - イ 保健指導パンフレット等配布
 - ウ 母子保健指導書配布
 - エ 医療費通知（被保険者に対する通知）
 - オ ジェネリック医薬品使用促進通知
 - カ 保険財政収支状況通知（事業主に対する通知）
 - キ 健康管理事業推進委員会開催
 - ク 健康管理委員研修会・説明会開催
 - ケ 共同保健指導宣伝
 - コ ホームページの管理・運営
 - ③ 疾病予防事業
 - ア 短期人間ドック
 - イ 生活習慣病予防健診
 - ウ 健診等の費用の補助
 - (ア) 特定健康診査に係る定期健康診断補助 [データヘルス計画実施事業]
 - (イ) 郵送自己検診補助 [データヘルス計画実施事業]
 - (ウ) 癌検診補助 [データヘルス計画実施事業]
 - (エ) インフルエンザ予防接種補助
 - エ 事業所訪問保健指導事業
 - オ 健康ウォーキング運動表彰
 - カ 家庭常備薬の有料斡旋
 - ④ 体育奨励事業
 - ア スポーツクラブネサンス・加古川地区スポーツ施設の特別法人会員として加入

5 個人情報保護・特定個人情報保護の徹底

健康保険組合は、適切で円滑な保険給付や保健事業の実施が期待されているため、個人情報・特定個人情報を適切に取り扱うための最善の努力を行う必要があります。個人情報保護・特定個人情報保護関連規程等を整備の上、遵守します。

6 会議の開催

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 組合会の開催 | 7月・2月・随時 |
| (2) 理事会の開催 | 6月・1月・随時 |
| (3) 財政対策委員会の開催 | 6月・1月・随時 |
| (4) 健康管理事業推進委員会の開催 | 9月・1月・随時 |
| (5) 健康管理委員会の開催 | 10月・3月・随時 |
| (6) 連絡会議の開催（組合事務局） | 毎月 |

(7) 個人情報保護管理委員会の開催（組合事務局） 毎月

7 事務処理体制の整備

事務処理体制について、厳正かつ円滑な事務処理が行われるよう整備します。

8 課題

次の事項について、課題とします。

- (1) 事業主との協働（コラボヘルス）の推進
- (2) 健康経営の周知徹底
- (3) 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及び被扶養者の自助努力についての支援
- (4) 専門職（保健師）の雇用の確保
- (5) 重症化予防の実施
- (6) 介護保険料に係る特定被保険者制度の採用の必要性

平成29年度主要事業スケジュール

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
組合会の開催				○							○	
理事会の開催			○							○		
財政対策委員会の開催			○							○		
健康管理事業推進委員会の開催						○				○		
健康管理委員研修会・説明会の開催							○					○
組合連絡会議の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人情報保護管理委員会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決算事務の適正処理	○	○										
決算に係る監事による監査			○									
自己点検シートによる事務点検		○										
第3期特定健康診査等実施計画、第2期データヘルス計画の策定・公表				○	○	○	○	○	○	○	○	○
算定基礎届の計画・依頼・処理	○		○	○	○							
被保険者証の検認の計画・依頼・処理					○	○	○	○				
社会保障・税番号制度の円滑な実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被保険者賞与支払届提出依頼			○					○				
健康強調月間(生活習慣病予防普及月間)							○					
滞納保険料等の徴収強化月間	○			○					○			○
高額療養費の支給申請の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定健康診査の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定保健指導の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機関紙「掲示板」の発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保健指導パンフレット等配布	随	時										
母子保健指導書配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療費通知												○
ジェネリック医薬品使用促進通知							○					○
保険財政収支状況通知		○			○			○			○	
共同保健指導宣伝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホームページの管理・運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短期人間ドックの実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
生活習慣病予防健診の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特定健診に係る定期健康診断補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
郵送自己検診補助	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
癌検診補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
インフルエンザ予防接種補助							○	○	○	○	○	
事業所訪問保健指導事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康ウォーキング運動表彰		○	○	○		○	○	○				
家庭常備薬有料斡旋		○	○	○		○	○	○				
健康増進施設利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
節電行動計画の実施				○	○	○			○	○	○	○
職員定期健康診断の実施							○					
不要書類等の廃棄							○	○	○			

平成29年度 「健康コラム」(掲示板) 掲載計画

	年・月	掲 載 項 目	参 考
第50回	29・4	健康チェック	7日 世界保健デー
第51回	29・5	たばこ対策	31日 世界禁煙デー、禁煙週間
第52回	29・6	歯及び口腔の健康づくり	1日 食育月間、リウマチ月間 4日 歯と口の健康習慣
第53回	29・7	熱中症対策	1日 熱中症予防強化月間
第54回	29・8	休養	1日 水の日、水の週間、食品衛生月間
第55回	29・9	食の健康	1日 健康増進普及月間、がん征圧月間、食生活改善普及運動 24日 結核予防週間、環境衛生週間
第56回	29・10	からだの健康	1日 健康強調月間(生活習慣病予防普及月間)、体力づくり強調月間 10日 目の愛護デー 17日 薬と健康の習慣
第57回	29・11	インフルエンザ対策	14日 世界糖尿病デー
第58回	29・12	アルコール対策	
第59回	30・1	健康危機における健康確保対策	
第60回	30・2	花粉症対策	
第61回	30・3	こころの健康づくり	3日 耳の日 22日 世界水の日 24日 世界結核デー
			毎月19日 食育の日

● 第5号議案 平成29年度保健事業の実施（案）について

保健事業は、被保険者及び被扶養者に対する健康教育、健康相談、健康診査等を実施することによって被保険者等の健康の保持増進を図ることを目的とするものですが、本事業の推進が医療給付を適切なものとするにつながり、ひいては組合財政の安定化にも大きく寄与するものです。

平成20年度から健康保険組合などの医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、平成29年度は第2期の5年目になり、当該事業の推進を図ることとします（第1期 平成20年度～平成24年度 第2期 平成25年度～平成29年度）。

今や日本人の2人に1人が癌に罹り、3人に1人は癌で死亡しています。癌は発見が早ければ早いほど、適切な治療で治すことができる病気です。早期の癌を発見するには、癌検診が極めて重要になりますので、癌検診の補助事業の推進を図ることとします。

効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健診結果や医療費データ（レセプト）を活用して、別途策定された「データヘルス計画」（第1期 平成27年度～平成29年度）により事業を実施することとします。

1 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 特定健康診査事業〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 年間
- ・ 40歳以上75歳未満の特定健康診査の受診対象となる被保険者・被扶養者について実施する。
- ・ 被保険者
 - ・ 定期健康診断のなかで、特定健康診査を受診し、健診結果データを健康保険組合に提供していただくよう、事業主に依頼する。
- ・ 任意継続被保険者・被扶養者
 - ・ 健康保険組合は、受診対象者に受診券を自宅に送付する。その際、癌検診の補助事業について、案内する。
 - ・ 受診対象者は、健康保険組合が契約した健診実施機関に予約した上、受診券・健康保険被保険者証を提示し、受診する。
 - ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。
- ・ 健康保険組合は、特定健康診査を受診した者に対し、情報提供を行う。その際、個人の生活習慣やその改善に関する情報を、計画的に提供する。

(2) 特定保健指導事業〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 年間
- ・ 特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者を選定し、健康保険組合の計画により実施する（面接・電話等）。
- ・ 健康保険組合が契約した特定保健指導実施機関に委託する。
- ・ 指導内容は、動機付け支援又は積極的支援とし、事業主のご理解とご協力をいただき、事業の推進を図る。
- ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。

平成29年度特定健康診査・特定保健指導実施対象者

- 任意継続被保険者
 - 1 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和18年4月1日から昭和53年3月31日までに生まれた方
 - (2) 平成29年4月1日以前に資格取得し、平成30年4月1日以後に資格喪失予定の方
 - 2 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和17年4月2日から昭和18年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
 - (2) 平成29年4月1日以前に資格取得し、平成30年4月1日以後に資格喪失予定の方
- 被扶養者
 - 1 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和18年4月1日から昭和53年3月31日までに生まれた方
 - (2) 平成29年4月1日以前に認定された方
 - 2 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和17年4月2日から昭和18年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
 - (2) 平成29年4月1日以前に認定された方
- 上記の任意継続被保険者・被扶養者のうち、被保険者の資格を喪失された方・被扶養者の認定を抹消された方は実施対象者ではなくなります。

2 保健指導宣伝事業

- (1) 機関紙発行
 - ・ 実施時期 毎月
 - ・ 「掲示板」(情報提供資料)を事業所に送付する。
 - ・ 事業主・被保険者・被扶養者に、「私の健康法」等、健康に関する投稿を依頼する。
 - ・ 禁煙の促進を図る。〔データヘルス計画実施事業〕
- (2) 保健指導パンフレット等配布
 - ・ 実施時期 随時
 - ・ 健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。
妊娠期の食生活に関する情報を提供する。
- (3) 母子保健指導書配布
 - ・ 実施時期 毎月
 - ・ 乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。
冊子「0歳から6歳までの子どもの事故予防」を配布する。

- (4) 医療費通知（被保険者に対する通知）
- ・ 実施時期 3月
 - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者（被扶養者分を含む。）に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。
 - ・ 被保険者への適切な情報提供を推進するため、査定の結果による自己負担相当額の減額分が1万円以上については、医療費通知に「*減額査定」と付記する。
- (5) ジェネリック医薬品使用促進通知
- ・ 実施時期 9月、3月
 - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。
- (6) 保険財政収支状況通知（事業主に対する通知）
- ・ 実施時期 5月、8月、11月、2月
 - ・ 事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。
- (7) 健康管理事業推進委員会開催
- ・ 実施時期 9月、1月
 - ・ 健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。
- (8) 健康管理委員研修会・説明会開催
- ・ 実施時期 10月、3月
 - ・ 健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。
- (9) 共同保健指導宣伝
- ・ 実施時期 年間
 - ・ 健康保険組合連合会との共同事業として、保健指導宣伝活動を行う。
- (10) ホームページの管理・運営
- ・ 実施時期 年間
 - ・ 事業主、被保険者、被扶養者に健康保険組合の情報を提供し、サービスの向上に努める。
 - ・ 禁煙の促進を図る。〔データヘルス計画実施事業〕

3 疾病予防事業

- (1) 短期人間ドックの実施
- ・ 受診期間 4月1日～翌年1月31日
 - ・ 平成29年4月1日現在35歳以上（昭和57年4月1日以前生まれ）の被保険者・被扶養者を対象として実施し、健診費用の一部を補助する。
 - ・ 補助対象者は、健診費用を負担する事業主又は被保険者とする。
 - ・ 特定健康診査の実施対象である被保険者・被扶養者（40歳以上75歳未満）については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、

事前に健診機関と調整する。

- ・ 健康保険組合と契約した健診機関又は健康保険組合と契約していない健診機関で受診し、いずれも所定の「人間ドック利用補助金請求書」に、領収書（写し）・検査結果（写し）・質問票（特定健康診査の実施対象者に限る。）を添付して、平成30年2月28日までに請求する。
- ・ 被保険者負担・被扶養者負担・組合補助
 - ① 1泊2日ドック（参考費用62,500円）

被保険者補助	20,000円	（被保険者負担	42,500円	補助率32.0%）
被扶養者補助	20,000円	（被扶養者負担	42,500円	補助率32.0%）
 - ② 日帰りドック（参考費用40,800円）

被保険者補助	10,000円	（被保険者負担	30,800円	補助率24.5%）
被扶養者補助	10,000円	（被扶養者負担	30,800円	補助率24.5%）
 - ③ 兵庫県2時間ドック（参考費用19,818円）

被保険者補助	10,000円	（被保険者負担	9,818円	補助率50.5%）
被扶養者補助	10,000円	（被扶養者負担	9,818円	補助率50.5%）
- ・ 補助対象となる実施回数
 - ① 1泊2日ドック
平成25年度を基準として、2年度に1回
 - ② 日帰りドック・兵庫県2時間ドック
毎年度1回

兵庫県2時間人間ドック実施健診機関

市名	健診機関名	所在地
尼崎市	市民健康開発センター ハーティ21	尼崎市南塚口町4-4-8
西宮市	西宮市医師会 西宮健康開発センター	西宮市染殿町8-3
神戸市	神戸市医師会 医療センター診療所	神戸市中央区橘通4-1-20
神戸市	兵庫県健康財団	神戸市兵庫区荒田町2-1-12
加古川市	加古川総合保健センター	加古川市加古川町市篠原町103-3

(2) 生活習慣病予防健診の実施【事業所編入の促進対策】

- ・ 受診期間 4月1日～翌年1月31日
- ・ 平成29年4月1日現在35歳以上（昭和57年4月1日以前生まれ）の被保険者を対象として実施し、健診費用の一部を補助する。
- ・ 補助対象者は、健診費用を負担する事業主又は被保険者とする。
- ・ 健診項目は、全国健康保険協会（協会けんぽ）が実施する生活習慣病予防健診（一般健診）の健診項目と同様とする。
- ・ 特定健康診査の実施対象である被保険者（40歳以上75歳未満）については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。
- ・ 健康保険組合と契約した健診機関で受診し、所定の「生活習慣病予防健診利用

補助金請求書」に、領収書（写し）・検査結果（写し）・質問票（特定健康診査の実施対象者に限る。）を添付して、平成30年2月28日までに請求する。

- ・ 被保険者負担・組合補助（参考費用18,522円）
被保険者補助 10,000円（被保険者負担 8,522円 補助率54.0%）
 - ・ 補助対象となる実施回数 毎年度1回
- ※ 新たに、協会けんぽから当健康保険組合に加入した事業所のみを対象とする事業です。

(3) 健診等の費用の補助

① 特定健康診査に係る定期健康診断補助〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 4月～翌年3月
- ・ 対象者 平成29年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者を対象として実施し、健診費用の一部を、事業主に補助する。
※ この補助事業においては、平成29年4月2日以降の被保険者資格取得者、平成29年4月2日以降の被保険者資格喪失者について、健診日に被保険者である者は、補助の対象とする。
- ・ 健診内容 労働安全衛生法に定める検査項目（必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）を含む。）
- ・ 補助金 健診費用のうち、補助対象被保険者1人当たり、3,000円以内の実費に、健診結果データをXMLにより作成した費用の実費を加算した額
- ・ 実施機関 事業主が希望する健診実施機関
- ・ 請求方法 所定の「特定健康診査に係る定期健康診断補助金請求書」に所定の受診者名簿Ⅰ・Ⅱ（受診者が5名の場合は、受診者名簿Ⅱのみで差し支えない。）、健診結果データ〔特定健康診査に係る国の電子的標準様式（XML）により作成したフロッピー（健診実施機関に依頼を要する。）又は紙の健診結果データ〕及び質問票を添付して、原則として平成30年3月20日までに請求する。

② 癌検診補助〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 4月～翌年2月
- ・ 対象者 被保険者・平成29年4月1日現在30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者を対象として実施し、検診費用の一部を、被保険者に補助する。
- ・ 補助対象検診 乳癌検診・子宮（頸・体）癌検診・肺癌検診・大腸癌検診・胃癌検診
腫瘍マーカー（PSA・CEA・AFP・CA19-9・CA125）
- ・ 検査内容 別表のとおりとする。
- ・ 補助金 1癌検診・1腫瘍マーカーごとに、1人当たり3,000円以内の実費
- ・ 実施機関 被保険者・被扶養者が希望する検診実施機関
- ・ 請求方法 所定の「癌検診補助金請求書」に、検査項目ごとに検診費用が明記された領収書（写し）を添付して平成30年2月28

日までに請求する。

- 特定健康診査の受診対象者に、特定健康診査受診券を送付する際に、「癌検診補助金請求書」を送付する。

癌 検 診 の 検 査 内 容

別 表

癌検診の種類	検 査 内 容
乳癌検診	視触診 マンモグラフィ検査 乳房超音波検査
子宮（頸・体）癌検診	頸部細胞診 体部細胞診 経膈超音波検査
肺癌検診	喀痰細胞診 胸部X線検査（間接撮影） 胸部X線検査（直接撮影） 胸部CT検査
大腸癌検診	便潜血検査 注腸検査 大腸内視鏡検査
胃癌検診	胃透視（バリウム）検査（間接撮影） 胃透視（バリウム）検査（直接撮影） 内視鏡検査 ピロリ菌検査 ペプシノゲン検査

腫 瘍 マ ー カ ー の 説 明

参 考

腫瘍マーカーの種類	検査からわかる内容
P S A	軽度の上昇は急性前立腺炎、前立腺肥大症などの可能性があります。 高値の場合は、前立腺の腫瘍などの可能性があります。
C E A	高値の場合は、消化器系の腫瘍をはじめ、各種の腫瘍の可能性があります。 ただし、場所の特定はできません。 また、長期喫煙者も上昇する可能性があります。
A F P	高値の場合は、慢性肝炎、肝硬変、腎臓の腫瘍などの可能性があります。
C A 1 9 - 9	高値の場合は膵臓・胆道系の疾患及び腫瘍や各種消化器系の腫瘍の可能性があります。
C A 1 2 5	婦人科系の疾患で上昇することが多くあります。 高値の場合は、主に卵巣の腫瘍の可能性があります。

- ③ 郵送自己検診補助〔データヘルス計画実施事業〕
 - ・「郵送自己検診案内書」の送付時期

- 春季 4月 特定健診の受診対象者に、特定健診受診券を送付する際に送付する。
 - 秋季 9月 事業所に、被保険者数相当数を送付する、
 - ・ 申込受付期間
 - 春季 4月3日～6月30日
 - 秋季 9月1日～11月30日
 - ・ 採取器具返送締切日
 - 春季 7月31日
 - 秋季 翌年1月31日
 - ・ 対象者 被保険者・平成29年4月1日現在30歳以上（子宮頸癌検診は20歳以上）の被扶養者を対象として実施し、検診費用の一部を、被保険者に補助する。
 - ・ 検診内容 子宮頸癌検診、肺癌検診、大腸癌検診、胃癌リスク検診、前立腺癌検診、B型肝炎検査（被保険者・被扶養者期間中に1回）、C型肝炎検査（被保険者・被扶養者期間中に1回）
 - ・ 自己負担金

子宮頸癌検診	1,000円
肺癌検診	1,000円
大腸癌検診	0円
胃癌リスク検診	1,000円
前立腺癌検診	1,000円
B型肝炎検査	500円
C型肝炎検査	1,000円

 - ※ 検査器具送付費用、検体返送費用及び検査処理費用の合計額から自己負担金を控除した額を補助する。
 - ・ 子宮頸癌検診申込者へ、「乳癌自己触診チェッカー」を添付する。
 - ・ 業務委託 「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を、業者（メスブ細胞検査研究所）に委託する。
- ※ 補助は、1年度に1回とする。

④ インフルエンザ予防接種補助

- ・ 実施時期 9月～翌年2月
- ・ 実施対象者 被保険者・被扶養者を対象として実施し、接種費用の一部を補助する。
- ・ 補助対象者 接種費用を負担する事業主又は被保険者に補助する。
- ・ 回数 2回まで
- ・ 補助金 接種者1人につき

1回接種した場合	1,500円以内の実費
2回接種した場合	3,000円以内の実費
- ・ 実施機関 事業主又は被保険者が希望する医療機関
- ・ 請求方法 所定の「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に、「インフルエンザ予防接種費用代」と内訳が明記された領収書（写し）を添付して、平成30年2月28日までに請求する。

(4) 事業所訪問保健指導事業

- ・ 実施時期 随時
- ・ 保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。
- ・ 業者に委託する。

- (5) 健康ウォーキング運動表彰
- ・ 実施時期 第1回 春季（5月1日～ 7月31日）
第2回 秋季（9月1日～11月30日）
 - ・ 万歩計で計測し、3か月間で目標歩数（100万歩又は50万歩）を達成（自己申告）した被保険者・被扶養者に、第1回目・第2回目ごとに記念品を贈呈する。
- (6) 家庭常備薬の有料斡旋
- ・ 実施時期 7月、11月
 - ・ 希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。
- (7) スポーツクラブネサンス・加古川地区スポーツ施設の特別法人会員として加入
- ・ 実施期間 年間
 - ・ 被保険者及び15歳以上（加古川地区スポーツ施設において、プールは小・中学生、16歳以上、ジムは16歳以上）の被扶養者に対し、利用料金の軽減を図り、体力・健康づくりを支援する。

● 第6号議案 平成29年度収入支出予算（案）について

（一般勘定）

収入において、平均標準報酬月額及び総標準賞与額の増加により、一般保険料収入として、2,080,860千円を見込み、財政調整事業交付金のうち高額医療交付金55,000千円を見込んでいますが、収入財源を確保できないため、110,000千円の準備金限度外部分繰入を行います。

支出において、被保険者・被扶養者の皆様の医療費等に充てる保険給付費1,288,818千円（所要財源率61.27%）や高齢者などの医療費を賄うため、国に納付する前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・退職者給付拠出金等854,348千円（所要財源率40.62%）を見込んでいます。

その結果、平成29年度の予算は、経常収支の赤字額148,633千円を見込んでいます。

（介護勘定）

国への納付が見込まれる介護納付金257,283千円を支出するため、介護保険料収入247,906千円だけでは収入財源を確保できないため、10,000千円の準備金繰入を行います。